

<参考資料7>

身体障害者障害程度等級表

級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	備考
視覚障害	視力障害	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04以上かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08以上かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		
	視野障害	ゴールドマン型視野計 I/4指標 I/2指標 自動視野計 両眼開放エスターマンテスト視認点数 10-2プログラム両眼中心視野視認点数	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下…(A) 3 (A) かつ両眼中心視野角度28度以下	3 (A) かつ両眼中心視野角度56度以下 70点以下…(B) 4 (B) かつ20点以下	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下 3 (A) かつ両眼中心視野角度56度以下 4 (B) かつ40点以下	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度56度以下 3 70点以下 5 40点以下	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 4 100点以下 5 40点以下		
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害			
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害				

- (備考) 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。
- 2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。
- 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(1P)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近部を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	備考
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹	体幹の機能障害により座り又は起立位を保つことが困難なものであるもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なものであるもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なものであるもの 2 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの	体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの			体幹の機能の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なものであるもの 移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なものであるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なものであるもの 不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるものであるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるものであるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるものであるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
内部機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極めて制限されるものであるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの				
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極めて制限されるものであるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの				
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極めて制限されるものであるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの				
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極めて制限されるものであるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの				
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極めて制限されるものであるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なものであるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極めて制限されるものであるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるものであるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものであるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）				
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものであるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極めて制限されるものであるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものであるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるものであるもの					

の部分概ね第1種身体障害者です。

注意事項) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号によるものである(平成30年7月1日一部改正)。